

① 利用者支援事業(少子対策課・健康対策課)

計画期間内に目指す姿

子どもの数の少ない県内市町村では、特定型の事業ニーズは低い状況にあります。様々な課題を抱えながら子育てに不安や負担を感じている保護者を支援する基本型や母子保健型の事業ニーズがあるものと考えています。

市町村の子育て支援窓口の質の向上を目指すとともに、高知市をはじめとする市部での事業実施に向けた検討を促します。

現在の利用状況及び課題

H28年度(12月末現在)

【基本型・特定型】

設置状況:基本型0ヶ所 特定型1ヶ所(高知市)設置。

人材確保:子育て支援員(基本型・特定型) 認定者7名

基本型の設置にむけて、施設長や市町村担当者の利用者支援事業に対する理解を深めていく必要があるとともに、これらの事業を担う人材の育成が必要です。

【母子保健型】

設置状況:子育て世代包括支援センター5市町(内利用者支援事業4市活用)

母子保健コーディネーターによる全妊産婦等の継続的な把握と支援プランの作成を行うとともに、医療機関や福祉、子育て部門等との連携を強化しています。市町村では、人材確保や産前・産後サービスの充実強化が必要です。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

【基本型・特定型】

○利用者支援事業の設置を積極的に進めていきます。

・施設長研修:子育て支援センター施設長や市町村に子ども・子育て支援交付金等の活用について説明するとともに、利用者支援事業に必要な「地域連携」の機能について理解を深める研修を実施 H28 45名参加

○利用者支援事業を実施するために必要な人材の確保を進めます。

・子育て支援員研修(利用者支援事業)による子育て支援員の確保

○利用者支援事業を実施するために必要な人材を育成します。

・子育て支援員フォローアップ研修の実施によるスキルアップ H28 3名参加

【母子保健型】

○子育て世代包括支援センターの設置に向けた市町村支援

・母子保健コーディネーター養成研修の開催

市町村保健師や助産師等 63名

・子育て世代包括支援センター交流会議の開催

センター設置市町と設置検討中の市町の交流 12市町

② 地域子育て支援拠点事業(少子対策課)

計画期間内に目指す姿

乳幼児の少ない町村における子育て支援の場が拡充され、国の基準を満たすセンターや、保育所や認定こども園を活用した小規模なセンターなど25市町村、50箇所の開設を目指します。

現在の利用状況及び課題

H28年度(12月末現在)

設置状況: 23市町村45ヶ所で設置

出産直後の育児不安や子育ての孤立化を防ぐため、妊娠期からの切れ目ない支援の必要性が高まる中で、妊婦支援や父親の育児参加を促す取組等、新たなニーズに対応できる機能強化が求められており、特に関係機関との連携体制の充実が必要とされています。

また、子どもが少ない中山間地域等においては、地域資源を活用した地域の実情に応じた子育て支援体制の確保が課題となっています。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

○センター未設置市町村における子育て支援体制の確保を進めます。

・国の基準に満たない小規模な子育て支援拠点の運営を補助
(安心子育て応援事業費補助金)

○センターの支援機能の充実強化に取り組みます。

<機能強化の状況> 平成28年9月末現在

妊娠期の支援 H26 11箇所 ⇒ H28 17箇所

父親教室 H26 1箇所 ⇒ H28 8箇所

家庭訪問 H26 5箇所 ⇒ H28 17箇所(11市町村)

・妊婦・父親支援、訪問型支援などへの補助(安心子育て応援事業費補助金)

・子育て支援アドバイザー(助産師)派遣 H27 49件 H28 50件(予定)

・センター職員向け現任者研修・施設長研修の実施

他県の先行事例の取組紹介(宮城県仙台市、名取市)など

H27 4日開催 H28 5日開催

○関係機関との連携強化に取り組みます。

・子育て支援センター職員の交流促進(現任者研修活用)

H28 2回開催

○子育て支援拠点事業を実施するために必要な人材を育成します。

・子育て支援員研修(地域子育て支援拠点事業)による子育て支援員

(認定者)の確保 H27 101名養成 H28 109名養成

③ 妊婦健康診査(健康対策課)

計画期間内に目指す姿

妊婦健康診査の実施に係る市町村の負担を軽減するための支援及び妊婦自身の主体的な健康管理のための啓発を引き続き行い、妊娠初期から出産までに正期産(妊娠37週～41週)の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦が増えるとともに、未受診のまま出産に至る方を減少させることを目指します。

現在の利用状況及び課題

妊娠に伴う経済的な負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すために、県としても(腔分泌物の細菌検査等)公費負担に取り組むとともに、出産までに14回の妊婦健康診査の受診について啓発しています。

しかし、妊娠満20週以降に妊娠の届出をされた方が平成26年度で66人(うち分娩後3人)と、妊娠届の遅れにより望ましい健診時期に受診できない方や、健診を一度も受けることなく出産となる方もいます。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆妊娠中の健康管理の重要性の啓発に努めます。
 - ・妊婦自身の主体的な健康管理意識の啓発
母子健康手帳別冊「お母さんと赤ちゃんのためのサポートブック」作成・配布(市町村)
「妊婦健康診査を受けましょう」チラシの作成、配布(医療機関・市町村)
 - ・思春期からの意識の啓発
性に関する専門講師派遣 23校(3,155人) 性の出前講話 2校(229人)
思春期ハンドブック配布 15,649冊(高等学校等)
- ◆本県独自に妊婦健康診査の検査項目を追加し、早産防止を目的とした医学的管理を徹底します。
 - ・妊娠初期の腔分泌物の細菌検査
県内全市町村で実施
 - ・妊娠中期の子宮頸管長の測定
県内全市町村で実施
- ◆周産期医療や母子保健事業従事者の資質の向上に取り組めます。
 - ・周産期医療従事者を対象とした「周産期医療研修」の実施
実施回数:2回 のべ参加人数:98名
 - ・市町村等の母子保健従事者を対象とした「母子保健指導者研修会」の実施
研修会Ⅰ:参加人数74人 研修会Ⅱ:参加人数100人

④ 乳児家庭全戸訪問事業(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

5年後も全市町村における全戸訪問が引き続き実施されているとともに、支援の必要な家庭の把握と適切な支援につなげることでできる訪問者の育成に努めます。

現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が24市町村(うち補助金交付20市町村)、母子保健法に基づく実施が8町村、その他の事業による実施が2町村と、県内の全市町村が実施しています。

支援が必要と判断される家庭を把握し、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスにつなげることで、早期に養育環境の改善を図っていくために、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆市町村職員等を対象とした児童相談所による研修などを行うことにより、訪問者の人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施

⑤ 養育支援訪問事業(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

養育支援が特に必要な家庭に対する指導・助言と育児等に関する援助につなげることでできる訪問者の育成に努めます。

現在の利用状況及び課題

児童福祉法に基づく実施が16市町村(うち補助金交付14市町村)、母子保健法に基づく実施が17市町村、その他の事業による実施が1村と、県内の全市町村が実施しています。

個々の家庭の抱える課題や養育上の諸問題の解決、負担の軽減に向けて、訪問者の人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
 - ・地域子ども・子育て支援事業費補助金の交付
- ◆児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修や児童福祉司任用資格指定講習の実施に継続して取り組みます。
 - ・市町村職員等を対象とした研修等の実施
 - ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

関係機関の連携のもと、地域の中で要保護児童の早期発見と、きめ細かな対応が行えるよう、要保護児童対策地域協議会の活動の一層の強化を目指します。

現在の利用状況及び課題

県内全市町村が、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。当該業務は、様々な関係機関との調整が必要ですが、市町村職員が調整業務を専任で担うことが難しい状況にあります。また、個々のケースへの対応や見立てが重要な業務であることから、人材育成や資質向上の取組を継続して行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆要保護児童地域対策協議会の機能強化の取組を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ◆児童福祉司任用資格取得講習会や児童相談所等による市町村職員等を対象とした研修のほか、児童相談所が要保護児童対策地域協議会への参加及び助言を行うことにより、ケース対応や見立てを行う人材育成及び資質向上に取り組む市町村を支援します。
 - ・児童福祉司任用資格指定講習の実施
 - ・市町村職員等を対象とした研修の実施
 - ・児童相談所による要保護児童対策地域協議会への参加及び助言

⑥ 子育て短期支援事業(児童家庭課)

計画期間内に目指す姿

全市町村で、必要に応じて利用できる体制の実現を目指します。

現在の利用状況及び課題

県内の21市町村がショートステイを実施(補助金交付21市町村)しています。また、トワイライトステイの実施は、高知市のみとなっています。

【施設の設置状況】・乳児院(高知市)

- ・児童養護施設(高知市・香南市・香美市・四万十市・佐川町)
- ・母子生活支援施設(高知市・安芸市)
- ・ファミリーホーム(高知市・四万十市・本山町)

近隣に実施施設のない市町村への対応として、一時預かり事業などの実施状況や、当該事業の各市町村におけるニーズ量等も踏まえたうえで、事業の実施に向けて取り組む市町村への支援を行う必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆当該事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行います。
- ◆近隣に実施施設のない市町村における事業実施を働きかけます

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(県民生活・男女共同参画課)

計画期間内に目指す姿

高知市周辺及び県東西の市部を中心に、13市町村がファミリー・サポート・センターを設置することを目指して取り組みます。

また、実施市町村への支援を引き続き行い、会員の拡大により援助活動の充実を目指して取り組みます。

現在の利用状況及び課題

平成28年12月末現在で、県内3箇所(高知市・佐川町・香南市)が実施しています。

平成28年11月に新たに香南市が、県単独の補助制度を活用し、事業を開始しました。

市町村が、国の補助要件(登録会員数50人以上)を満たすのが難しい状況にあります。

ファミリー・サポート・センターの制度が十分に周知されておらず、利用ニーズが顕在化していません。また、実施地域である高知市においても、一部地域では提供会員が少なく、援助活動のバランスが取れていない状況にあります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

◆国の補助要件を満たさない小規模なセンターの設置を県単独で補助する制度を創設し、事業を開始する市町村を支援します。

◆会員の増加に向けたセンターのPRと研修の実施を行います。

・ファミリー・サポート・センターの仕組みや、実際の利用者の声などを内容とするリーフレットを作成し、配布。(乳幼児検診会場、保育園、町内会等)

・県の広報媒体による広報の実施(テレビ、ラジオ、広報紙等)

・提供会員になるために必要な研修を県主催で実施。

子育て支援員研修 参加人数 43人

香南市まかせて会員講習会 参加人数 21人

・アドバイザーのスキルアップのための研修を実施。参加人数 16人

⑧ 一時預かり事業(幼保支援課)

計画期間内に目指す姿

保育所・認定こども園等教育・保育施設を利用していない保護者にとっては、必要な事業であり、各市町村において、1箇所以上の事業実施を目指します。

幼稚園・認定こども園における1号認定の幼児についても、利用可能となるよう財政支援を行いながら、すべての幼稚園・認定こども園での実施を目指します。休日・祝祭日において実施する施設を増やします。

現在の利用状況及び課題

保育所等で実施される一時預かり事業は、一般型18市町38箇所、余裕活用型5市町27箇所で開催しています。(平成28年12月末現在)

1号認定の幼児を預かる幼稚園型一時預かり事業は、新制度に移行した幼稚園及び認定こども園の35園(平成28年12月末現在)で開催していますが、居住市町村を超えた広域での利用が多く、実施施設や実施市町村において事務手続き等の負担増が課題となっています。

また、障害児の一時預かりについても、他の障害児福祉サービスと連携し検討する必要があります。

子育て中の保護者の多様な保育ニーズへの対応が可能となる効果的な取組であり、一時預かりを実施していない市町村への制度の周知・誘導などにより、一層の拡大を図っていく必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

◆新制度では、市町村の委託又は補助事業となっているため、確実に事業を実施するよう市町村に対して助言・指導を行います。

◆非定期利用が中心となっている事業の特性に留意した研修事業を実施します。

・保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の中で、一時預かり等の研修の実施・保育従事者の研修の実施

◆一時預かり事業の実施場所、利用方法等の情報を提供し、保護者が利用しやすいように周知を図ります。

・HPなどを活用した情報公表

⑨ 延長保育事業(幼保支援課)

計画期間内に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保育所や認定こども園等で行う延長保育事業については、21市町村149箇所での実施を目指します。

急な残業など、突発的な事由によって延長保育が必要になる場合など、施設では対応しきれない延長保育については、訪問型延長保育事業及びファミリーサポートセンター等の活用の検討も併せて実施します。

現在の利用状況及び課題

開所時間11時間超え保育所等:県内13市町村104箇所(H28.12月末現在)

開所時間11時間超え幼稚園(認定こども園除く):1箇所

開所時間11時間超え認定こども園:18箇所

開所時間11時間超え地域型保育事業所:17箇所

【計 13市町村140箇所】

保育に必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間については、「保育標準時間(11時間)」と「保育短時間(8時間)」の2通りの支給認定があり、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合は、延長保育事業の対象となります。

保護者によっては、「保育標準時間」を利用する選択、或いは、「保育短時間+延長保育」の組み合わせを選択もできることから、当該事業の具体的なニーズの見込みを立てることが難しい側面があります。

また、延長保育が必要な子どもが1~2名などと少人数の場合には、職員の配置及び必要な財源の確保などの課題があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

◆保育に必要な保護者の支給認定を11時間の認定をした場合、その保護者が利用する保育所や認定こども園等が地域の実情に合った開所時間にするよう、市町村に促します。

・延長保育事業

◆延長保育が必要な乳幼児が少人数の場合に、施設でのお預かり以外の子育て支援サービス等も検討する必要があると考えます。

・ファミリーサポートセンター事業の活用

⑩ 病児保育事業(幼保支援課)

計画期間内に目指す姿

働きながら子育てを担う女性が多い本県の実情を踏まえ、保護者が安心して子育てができるよう、県としても多面的な支援を行いながら、5年後には病児・病後児対応型を14市町村17箇所、体調不良児対応型の2市3箇所での実施を目指します。

現在の利用状況及び課題

「病児・病後児対応型」は7市町村10箇所(平成28年12月末現在)、「体調不良児対応型」は4市23箇所(平成28年12月末現在)で実施されています。

保護者のニーズが高い事業ですが、小児科医等の不足などにより、実施箇所数が拡がりにくい現状にあるとともに、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大きく増減し安定的な経営が難しい面もあります。

また、利用児童がない場合の、職員の業務についても課題があります。

過疎地域などは、ニーズはあるものの実際の利用者の規模が小さいために、市町村単独での実施が難しく、広域的な事業の実施も検討する必要があります。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

◆保護者のニーズが非常に高い事業であり、検討をしている市町村に対し、課題の解消等について、助言・支援を実施します。

◆国の「子ども・子育て支援整備交付金(病児保育)」や「企業主導型保育事業」等活用可能な制度について情報提供します。

⑪ 放課後児童健全育成事業(生涯学習課)

計画期間内に目指す姿

全ての子どもたちが放課後に、より安全で健やかに過ごせるよう、学校と地域、家庭が連携し、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを推進します。

【指標】・避難訓練の実施 100% ・防災マニュアルの作成 100%
・学校との定期的な連絡 90%

放課後子ども総合プランを活用した「放課後学びの場(子どもたちの学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる学習活動の場)」の取組を推進し、全ての子どもたちが放課後に様々な体験・交流・学習活動ができるよう、市町村の取組を支援します。【指標】学習活動の実施 95%

現在の利用状況及び課題

平成28年12月31日現在、高知市84箇所(放課後子ども教室とあわせて実施校率100%)、高知市以外の市町村76箇所(放課後子ども教室とあわせて実施校率92.2%)で実施されています。

本県では、文部科学省が所管する地域の全ての子どもを対象とした「放課後子ども教室」とあわせ、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりと豊かな学びの場としての取組を「放課後子ども総合プラン」として推進しています。

地域の実情に沿って、放課後児童クラブか放課後子ども教室のどちらか、もしくはその両方が実施されているところですが、市町村や実施場所によって活動内容に差があり、防災等の安全性の確保や体験・学習活動、参加する発達障害児等への支援などをさらに充実させるためには、学校教育や福祉等の関係機関とも目的を共有し、連携を図ることが重要です。

具体的な取組(量の確保・質の向上・人材確保)

- ◆「放課後子ども総合プラン」実施市町村等への財政的な支援を継続
- ◆放課後児童支援員の認定資格研修を実施
- ◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等の合同研修を充実させて、地域住民等の教育支援活動を推進
- ◆学び場人材バンクによる人材紹介や出前講座等の内容充実
- ◆市町村が保護者利用料を減免した場合の助成(県1/2)継続
- ◆市町村が放課後児童クラブの開設時間を延長した場合の助成(県1/2)を新設
- ◆放課後児童クラブの新設や対象学年の変更、活動面積の拡充など、量的拡充や質の改善への財政的な支援